

公益社団法人熊本県浄化槽協会法定検査業務計画（平成 23 年度～平成 27 年度）
中間見直し

1 趣旨

浄化槽の水質に関する検査（以下、「法定検査」という。）は、当該浄化槽の設置の状況及び維持管理の状況を判断するとともに放流水の水質が適切か否かを確認するものであり、浄化槽が公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上に寄与する施設であることを担保するための重要な検査である。このため、当協会は浄化槽管理者（設置者等）の信頼を得、浄化槽法に基づく指定検査機関としての責務を果たすために、県下の全浄化槽を検査することを目指し、平成 13 年度より法定検査業務に関する 5 年計画（以下「法定検査業務計画」という。）を策定している。

第 1 次法定検査業務計画では、新検査制度（BOD 検査制度）を導入する等、受検率の向上に努めたが、11 条検査実施基数については平成 17 年度数値目標が達成されているものの受検率 43%と依然低率で推移している。

第 2 次法定検査業務計画では、行政、製造・施工・維持管理業界等との連携の中で、受検率の更なる向上を目指し、未受検者に対する受検勧奨及び広報啓発活動のほか、浄化槽設置基数等実態調査事業の実施、検査関連施設の整備、更には検査体制の整備及び人材育成の強化を図ってきたが、受検率は平成 22 年度 49%前後と依然低率で推移しており、受検率の向上策は引き続き今後の重要な課題となっている。また、当協会は、平成 21 年 9 月熊本県知事より法定検査事業が新公益法人制度に基づく公益法人の基準をみたすとの認定を受け、平成 21 年 10 月から「公益社団法人熊本県浄化槽協会」として発足した。

第 3 次法定検査業務計画（平成 23 年度から平成 27 年度）では、これまでの法定検査業務計画の実績等を踏まえ、「法定検査受検率の更なる向上を図ること」及び「法定検査の信頼性の確保を図ること」を目標に定め、その具体的な施策を計画し当協会の向こう 5 年間の基本的方向を示す中期計画として策定する。

2 基本方針

指定検査機関としての役割、業務実績の評価から導き出された課題及び法定検査業務を取り巻く環境状況（受検率の向上への取組事例、信頼性の確保のための平成 17 年度の法令改正及び法定検査の見直し検討等）を踏まえつつ、「法定検査受検率の更なる向上」及び「法定検査に関する信頼性の確保」の視点から数値目標等を掲げるとともに、目標を達成するための各種施策の着実な実行に努める。

1) 法定検査受検率の更なる向上

11 条検査については、未受検の浄化槽管理者（以下「未受検者」という。）の把握と受検の促進、浄化槽管理者への広報啓発活動等を実施し検査依頼数の増加を図る。

7 条検査については、検査手数料の前納制度の趣旨を踏まえ検査の完全実施に努める。

2) 法定検査の信頼性の確保

検査の信頼性を確保しつつ、検査の効率化、検査実施基数の増加に見合う検査員等

の増員及び BOD 検査機器の整備を図る。

3) 数値目標

年度別実施基数、必要検査員数及び検査機器の整備等に関する数値目標は別表のとおり。

3 計画期間

- 1) 平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）
- 2) 平成 25 年度（2013 年度）を中間年度とし、適正な見直しを実施
- 3) 計画の着実な実行を期するために、年度別の事業計画を策定し計画の進行管理を行う。

4 具体的施策

1) 11 条検査受検率の更なる向上策

(1) 未受検者対策

①未受検者の把握

検査依頼の増加を図るためには、未受検者の把握が必要であり、そのためには正確な浄化槽台帳の整備が重要である。このため熊本県が「浄化槽設置基数等実態調査事業」（平成 21 年度から平成 23 年度）の成果を踏まえ、平成 23 年度に「熊本県浄化槽台帳管理システム」を構築した。平成 24 年度から運用が開始されており、当協会は市町村等から提供される各種届出等の情報を迅速・確実に処理を行い最新の台帳として管理し、行政機関が実施する未受検者対策等に円滑に活用できるよう進行管理を行う。

②文書等による受検勧奨

指導監督機関である県及び関係市町村に対し、法定検査結果書等を速やかに通知するとともに、未受検者に対する文書等による受検勧奨対策など、引き続き、行政機関とともに受検勧奨に努める。

特に、未受検者に対しては再訪問等による検査の説明を行うとともに、平成 22 年度に西原村で実施した戸別訪問事業をベースにした受検勧奨事業の拡大、また補助金対象浄化槽については完全実施に向け、当協会としても県及び市町村と連携して積極的に取り組む。

(2) 平成 24 年度策定した「総合啓発計画」に基づく広報啓発活動の推進

浄化槽管理者（設置者等）への広報啓発は、浄化槽の適正な維持管理における、法定検査、保守点検及び清掃の必要性並びに浄化槽関係者の役割等に関して正しい知識を得ることができるよう実施することで、浄化槽が水質保全に果たしている役割を理解し、当協会の業務に対する認識を高めてもらうことが重要である。

また、アンケート等を通じ啓発活動の効果測定を行い、より有効な啓発活動に取り組む。具体的には次の施策を実施する。

①行政機関との密接な連携のもとに設置者等（設置予定者及び不適指導浄化槽設置者を含む）講習会を開催する。

②ホームページの内容は定期的に更新するとともに、啓発用パンフレット及び協会

会報等を定期的に発行する。

- ③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業を実施する。
- ④行政機関等が開催する各種の環境保全イベントに積極的に参加するとともに当協会主催の水環境イベントの実施、水環境保全団体との共催、ビデオ等の作成及び新聞広告等を活用する。

(3) 維持管理業界との連携

ワーキンググループ策定の「業務協力協定書」及び一括契約など、引き続き維持管理業界との協力体制の構築を推進する。

また、浄化槽の施工・保守点検・清掃・法定検査の各段階における役割を明らかにした「浄化槽運用指針」(平成 19 年 9 月発行)を改訂し、会員、市町村等に配付し活用いただくとともに、周知徹底を図り、関係者が定められた役割や責務を果していくことで、浄化槽に対する更なる信頼性の確保に努める。

2) 法定検査の信頼性の確保策

(1) 11 条検査における BOD の毎年度検査制度の導入

BOD 検査を、5 年に 4 回実施のサイクル方式から、検査の信頼性をより高め、更なる受検率の向上を図るため、毎年度実施の方式に変更する。

(2) 検査実施基数に応じた検査員の増員及び BOD 等検査機器の整備

①7 条及び 11 条検査の実施状況を踏まえ、検査基数の増加に対応して適正な検査員の増員を図る。

②水質分析業務の精度管理に十分配慮しながら、検査機器の自動化に努めるとともに、実施基数の増加に相応した BOD 等検査機器を計画的に整備する。

(3) 法定検査体制の整備

法定検査体制については、信頼性の確保及び責任範囲の明確化並びに行政機関との連携強化の観点から、今後必要に応じて見直し改善に努める。

また、精度管理体制については、「浄化槽の水質に関する検査における精度管理手法の導入マニュアル」(平成 22 年 3 月環境省作成)、等を参考に、平成 24 年度に「法定検査精度管理システム」を構築した。今後システムを的確に運用することで更なる法定検査の信頼性の確保に努める。

3) 「新法定検査システム」等の調査・研究

法定検査業務について、検査の更なる効率化、検査の信頼性の向上及び検査情報の安全管理の強化の観点から、「新法定検査システム」について調査研究を行う。

また、現在、環境省において検討されている、浄化槽の法定検査の見直し「基本検査」(案)についても情報収集に努める。

5 評価

- 1) 毎年、年度ごとに数値目標の達成状況を評価し、必要な改善措置を整理し、年度別実行計画に反映させる。平成 25 年度に計画の見直しを行う。
- 2) 当計画を着実に実行するために、別に年度別事業計画を策定し、評価する。

別表 数値目標

区分		実 績				計 画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
検査実施基数 (基)	7条	3,138	2,857	2,688	2,843	2,800	2,700	2,600
	11条	71,849	72,852	75,383	76,865	80,000	82,500	85,000
	計	74,987	75,709	78,071	79,708	82,800	85,200	87,600
検査員数(人)	7条	—	2	2	2	2		
	11条	24	23	24	25	25	28	29
	計	24	25	26	27	27	28	29
水質分析員数(人)		4	4	4	4	4	4	4
検査事務員数(人)		6	6	6	6	6	6	6
検査機器整備	—	BOD分析用自動希釈装置			BOD分析用自動希釈装置1基増設	土日対応型BOD自動分析機器1基増設		

- (1)平成27年度に11条検査実施基数85,000基を目標とする。
- (2)平成24年度から熊本県浄化槽台帳管理システムの本格稼働等を踏まえ、県及び関係市町村と連携を図り、未受検者に対し受検勧奨対策を強化する。
- (3)平成26年度から11条検査においてBOD検査を毎年度実施する。
- (4)検査員及び検査機器等は検査の効率化及び精度管理の観点から増員及び導入を図る。